

# 中小企業と 組合

*Small and  
medium-sized business and  
Cooperative associations*

つながる  
ひろげる  
連携の架け橋

U社のように、会社における禁止行為や迷惑行為、情報セキュリティ等のリスク対策をいわゆる「暗黙の了解」とするのではなく、就業規則等に明記することでTさんのようなトラブルが生じても毅然と対応できる労務管理体制を構築することが大切です。

## 税理士からのアドバイス

会社付けとなっていたネットショッピングで品物を購入した際の費用を給与から徴収する場合は、税務上どのような取り扱いになるのでしょうか。また、仮にその費用をTさんから直ちに回収できない場合は、税務上どのような取り扱いが想定されるのでしょうか。この2点について考察したいと思います。

### (1) 会社付けとなっていた費用を給与から徴収する場合

Tさんの給与から徴収される源泉所得税を計算する際は、その会社付けとなっていた費用を差し引く前の給与の金額から社会保険料等を控除した金額を源泉徴収税額表に当てはめて計算することになると考えられます。会社付けとなっていた費用は、本来Tさんが支払うべきものをU社が立て替えて支払ったに過ぎないと考えられることから、その立替金を給与から徴収しても課税所得は減額されないためです。住民税は前年の所得を基準に税額が計算されるため、住民税も所得税と同様に会社付けとなっていた費用を差し引く前の金額を基準に税額が計算されることになると考えられます。所得税や住民税の計算をする際はU社が立て替えて支払った費用は何等の影響も及ぼさないということです。給与明細を作成する際は、これらのことを明確にするために給与の控除項目に会社立替分徴収などと記載しておくといよいでしょう。くれぐれも会社立替分を給与の額面金額と相殺してしまわないように注意しましょう。なお、単にTさんが減給の処分をされた場合は課税所得が減額されるため、源泉所得税や住民税の計算に影響が出ます。

### (2) 会社付けとなっていた費用をTさんから直ちに回収できない場合

なんらかの理由で会社付けとなっていた費用をTさんから回収できない場合は、税務上、以下の2つの対応が想定されます。一つめは会社付けとなっていた費用の金額を確定させてTさんに対して給与課税するというものです。U社は本来Tさんが負担すべき送料などの費用の一部を負担した形になっており、TさんはU社から経済的利益を受けているためです。U社としては本意ではないかもしれませんが給与課税することで会社付けとなっていた費用を損金に算入することができます。二つ目は会社付けとなっていた費用を立替金として処理し引き続きTさんに請求していくというものです。ネットショッピングの費用は会社の事業を遂行するうえで発生したのではないため、原則として会社の費用にすることはできません。よって、一旦立替金勘定に計上しTさんに対して請求します。

(1)(2) いずれの場合にしても実務上意外と盲点になるのが会社付けとなっている費用の残高管理です。実際のところ中小企業の場合は管理体制が万全でないケースもあるかと思えます。ややもすると会社付けとなっていた費用の残高を誰も把握していないといった状況が発生しがちです。そうすると(1)(2) どちらの対応をするにしても実務が煩雑になってしまいます。立替金専用の出納帳を作成するなどして残高を明確にしておくといよいでしょう。

社会保険労務士の実務家集団・一般社団法人SRアップ21(理事長岩城 猪一郎)が行う事業のひとつにSRネットサポートシステムがあります。SRネットは、それぞれの専門家の独立性を尊重しながら、社会保険労務士、弁護士、税理士が協力体制のもと、培った業務ノウハウと経験を駆使して依頼者を強力にサポートする総合コンサルタントグループです。

SRネットは、全国展開に向けて活動中です。

SRアップ21本部 <https://www.srup21.or.jp>

SRネット宮城 会長 新田 孔一  
本文執筆者 弁護士 森本 裕己  
社会保険労務士 大江 広満  
税理士 設楽 麗史

SRアップ21  
ニュース

労使トラブル診断実施中!!

【瞬時にトラブル発生の可能性が診断できます】

受付窓口は、上記URLにございます  
どうぞお気軽にご利用ください